

## 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

### 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文	水道法及び水道法施行規則	違反内容	処分	指導方法等	
指定要件違反	水道法 第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で指定から2週間以内の期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。  厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。  指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。  一律に指定を取り消す。  一律に指定を取り消す。  様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 再犯の場合(2年程度)や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。 (文書で期日を定め警告)
		第1項第2号	第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	
		第1項第3号イ		3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。	指定取消し	
		第1項第3号ロ		4. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	指定取消し	
		第1項第3号ハ		5. 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者	指定取消し	
		第1項第3号ニ		6. 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者		
				無断通水、メ-タ-の不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下	
				道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下	
				施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき	指定停止3月以下	
				施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下	
		研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意			
		文書注意に従わないとき。	文書警告			
		文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下			
		その他の違反行為(主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき)	指定停止6月以下			
		第1項第3号ホ	7. 法人であって、その役員のうち3号の欠格要件のいずれかに該当するものがあるもの。	3. から6. に準じる	法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	
	規程第4条		1. から7. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。	12月を越えない期間を定めて指定停止		

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文	水道法及び水道法施行規則	違反内容	処分	指導方法等	
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	水道法第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項  規程第4条	第21条 第1項及び第2項  第3項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。  2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。  1. から2. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。	指定取消し  指定停止3月以下  12月を越えない期間を定めて指定停止	選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。(文書で選任から2週間以内の期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。  兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。(文書による注意)
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	第34条・35条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。  2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し  指定取消し	変更届を速やかに提出するように指導する。(文書で変更から30日以内の期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。  廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。(文書で廃止・休止から30日以内、再開から10日以内の期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。
事業の運営基準違反	水道法第25条の11 第1項第4号	第25条の8	第36条 第1号  第2号  第3号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。  2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。  3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下  指定停止1月以下  指定停止6月以下	工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。  技能を有する者は、公的な資格、民間の資格又はこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。(文書による注意)  具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。(水道法施行令第5条を除く。)工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条文	水道法及び水道法施行規則	違反内容	処分	指導方法等
		規程第4条	<p>第5号イ 4. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条：給水装置の構造及び材質の基準)</p> <p>第5号ロ 5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。</p> <p>第6号 6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。</p> <p>1. から6. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。</p>	<p>指定停止6月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>12月を越えない期間を定めて指定停止</p>	<p>基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>記録の作成・保存を指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p>
工事施行に関する義務違反	水道法第25条の11 第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号	第25条の9 規程第4条	<p>1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。</p> <p>2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。</p> <p>1. から3. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。</p>	<p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止3月以下</p> <p>指定停止6月以下</p> <p>12月を越えない期間を定めて指定停止</p>	<p>当該業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>当該業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。</p> <p>水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。(悪質な場合は即取消し) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。</p>
不正申請	第25条の11 第1項第8号		1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	事実が判明したら、速やかに取消しを行う。